

別表 [資格認定制度に関する規程：第9条第4号]

【一般社団法人日本リンパ浮腫学会 資格認定制度】

認定資格更新に係る単位表

1. 認定資格更新については、必要な総単位数（3年間で25単位以上）の取得を必須条件とする。
2. 認定資格更新の猶予については、「資格認定制度に関する規程（以下）」のとおりとする。
第7条（認定資格更新の猶予）
 - (1) 海外留学や病気やその他やむを得ない理由により、学会活動への参加が不可能な状態が6箇月以上継続し、該当の3年間に認定資格更新に必要な活動ができないものは、所定様式での申請により認定資格更新を猶予することができる。
 - (2) 認定資格更新の猶予を申請する者は、猶予期間においても学会会費を完納することとする。
3. 単位取得の対象となる学術集会、セミナー受講等ならびにリンパ浮腫に関する論文掲載についての単位は、次のとおりとする。

		参 加	加 算 単 位			
			筆頭 演者	共同 演者	講演 講師	座長 司会
学術集会	日本リンパ浮腫学会総会	5	10	5	10	10

		参 加	講 師 司 会
セミナー受講	教育セミナー アドバンス研修	5	10

	筆頭著者	共著者
リンパ浮腫に関する論文掲載 査読あり	20	5

以上